

## ATM現金支払限度額変更のお知らせ

日頃より当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

さて昨今、高齢者を狙った特殊詐欺事件が全国で多発しており、三重県内でも発生していることから、当金庫のお客様がこのような被害に遭われる事を未然に防止する更なる被害額抑制策として、ATMでのキャッシュカードを利用した1日当たりの現金支払限度額を下記の通り変更させていただきますので、何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。

### 【支払限度額変更の対象となるお客様及びATM支払限度額】

■70歳以上のお客様について、過去3年間のATMでのお取引内容に応じた支払限度額を設定させていただきます。(令和3年2月1日以降、70歳の誕生日を迎えたお客様も対象となります。)

○実施日 令和3年2月1日(月)

お取引内容	支払限度額
過去3年間にATMで1日当たり50万円超の現金出金を行っている口座	100万円
過去3年間にATMで1日当たり20万円超50万円以下の現金出金を行っている口座	50万円
<b>【今回追加】</b> 過去3年間にATMで1日当たり20万円超の現金出金を行っていない口座	<u>20万円</u>

(注) お支払限度額とは、キャッシュカードでATMから現金を出金できる1日当たりの限度額をいいます。

なお、一部のお客様はATM支払限度額、ATM振替取引、デビットカード取引、ATM振込取引の総額が20万円となる場合や、ATM振込取引が出来なくなっている場合があります。

■キャッシュカードの支払限度額の変更(50万円に戻すなど)を希望されるお客様は、窓口へご相談ください。